

## 平成 20 年度 第 3 回 機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 21 年 2 月 17 日 (火) 15:00~17:00

2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3F 翡翠の間

### 3. 議 題

- (1) アクセンチュア株式会社による機関保証制度検証結果報告
- (2) 機関保証制度加入者の 1 2 月期回収状況について
- (3) 機関保証制度への加入理由及び加入者属性について
- (4) 平成 2 1 年度予算案及び平成 2 1 年度の回収促進に向けた取組概要について
- (5) その他

### 4. 出席者

(委員)

白井委員、宗野委員、藤村委員、阿部委員、尾山委員

(機構)

清水参与、梶原参与、富田奨学事業部長、大島奨学事業部副部長

(文部科学省)

下間高等教育局学生支援課長(オブザーバー)

(日本国際教育支援協会)

大森次長

### 5. 議事概要

- (1) アクセンチュア株式会社による機関保証制度検証結果報告について  
(配布資料に基づき、アクセンチュア株式会社から説明)

○委員 第 1 回機関保証制度検証委員会の資料に、日本国際教育支援協会実施の平成 1 9 年度機関保証事業リスク分析結果というものがある。今回の報告書のまとめにある「保証料改定等の抜本的対策を緊急に実施する必要は少ないこと」「当面は現行保証料を維持し回収強化等の関連施策を着実に実行していくこと」と記載されている内容が、日本国際教育支援協会が野村総合研究所に分析してもらった報告書にある「回収督促業務を徹底すること」「保証料年率に係る制度改正に関する検討は時期早尚であること」とほとんど同じであり、また「制度の財政収支健

全性悪化のリスクを継続的にモニタリングすること」と「潜在的リスクを見極めるためには分析と仮説に基づいた適切なモニタリングが重要」についても、ほぼ同じ分析結果になったという印象である。

人件費について当初は考慮していなかったが、今回の報告では人件費を考慮しピーク時56名という想定になっている。しんきん保証基金の場合と違って、日本学生支援機構においては回収努力、督促をして、それでも経済的に返還が困難であるものや破産したものなど、どうすることもできないものが代位弁済請求されるのと、信用金庫からはある程度期間が経過したものが代位弁済請求されるのと、違いはあると思っている。

○委員 今回の報告書では、しんきん保証基金の職員配置数が平成14年2月時点で100名となっているが、現在はこの人員よりも多い。教育ローン、カードローン等小口無担保ローンは平成20年3月末で保証残高が約7,800億円、この業務に携わっている職員は保証から督促、管理回収まで含め派遣職員を入れて約130名ぐらいである。ただし、日本学生支援機構の奨学金より保証単価が少額である。しんきん保証では1件当たりの保証単価が43万円、件数が多いためそれだけ人員が必要となる。日本学生支援機構の奨学金は、一般的なケースで月額6万4千円、4年間受けた場合の元利金は288万円である。当然のことだが、1人あたりの貸与単価が高いと延滞率が高くなる。また、日本学生支援機構が奨学金を貸与する際の審査を厳しくできないことも延滞率が高い要因となっている。一方で、延滞率を下げる要因は、個人信用情報機関へ登録することによる牽制で返済意欲を高めるということが今後考えられる。景気動向、就職など社会情勢の変化により延滞率が変わってくるが、保証料率0.693%のままでやっていけるのか心配である。しんきん保証基金では延滞率が低い教育ローン、自動車ローンも、保証料率は1%ぐらいである。日本学生支援機構の奨学金の場合、1件あたりの貸与額約300万円、審査が厳しくない状態で貸与して、保証料率0.7%というのは無理があるように思う。そのため、どこかの段階で保証料率を改正しなければならなくなるということを考えておく必要があるのではないか。

○文部科学省 現在は機関保証利用者のサンプルが限られており、一時的に異動者が多いなどの制約がある中で、補正を入れながら大変参考となるシミュレーションをしていただいた。その中で、この委員会の役割としてリスクをどう考えていくのかということだが、今回の検証結果のまとめの中で「当面は現行保証料水準を維持しつつ、今後3年程度は現行制度を維持する」となっている。このことから早期に制度改正を検討しなければならないということはないが、このシミュレーションが今後数年間で変化していく可能性もあるということを踏まえ、保証料率0.693%のままでいいのかどうか、この委員会においてしっかり議論していただきたい。このシミュレーション結果で結論が出たというわけではないが、これを参考にしこの委員会において議論していただきたい。今後のことではあるが、求償権債権をいかに回収するかという

こと、その先の人件費のことも含め、引き続きこの委員会の中で検証していただければと思う。

○委員 日本学生支援機構において回収可能な債権をできるだけ回収し、最終的に残った回収困難な債権については代位弁済で償却されることを前提とすれば、保証機関における債権回収の人件費はそれほど増加しないという見解もあるが、任意整理、破産等する者はある程度恒常的に発生すると考えると、代位弁済後の回収できない債権は常に一定割合存在することになる。その点で、回収に要する人件費はかからないが、破産等で回収できない債権の割合が増加するのであれば、財政的には保証料率等のある程度考慮していかなければならないと思う。破産等の発生率は人的保証、機関保証のどちらであってもそれほど変わらないと思うので、今後のシミュレーションの代位弁済後の回収率には、データの多い人的保証の場合の破産等で返還できない者の割合を考慮する必要があるのではないか。

○委員 属性分析等細かいところまでできるに越したことはないが、現状では十分な検証になっていると思う。検証結果のまとめを見ても、特に違和感はない。財政収支シミュレーションの中で、前提となる代位弁済後の回収率4%、5年で20%の想定が妥当なのかどうか分からない中では、代位弁済後の回収率がどれくらい改善するのが、保証料率に影響する。日本学生支援機構において債権の管理、回収強化により想定されている代位弁済率を下げっていくこと、施策に基づく努力と財団法人日本国際教育支援協会が代位弁済後の求償権回収率をどれだけ上げることができるかにより、保証料率が決まってくる。そのため、代位弁済後の求償権回収率が変数としてシミュレーションに入ってきてもいいのではないか。

(2) 機関保証制度加入者の12月期回収状況について

(3) 機関保証制度への加入理由及び加入者属性について

(配布資料に基づき、事務局から説明)

○委員 この結果から、なかなか督促だけでは人的保証と機関保証の回収率の差は埋めがたいというのが実感。機関保証では連帯保証人、保証人がいないため本人の住所把握が難しいということのほか、連帯保証人、保証人から本人への督促がなされない。また、人的保証の場合は本人以外の方が返還している場合があり、親の収入も全体として高いというようなこともあり、人的保証の方が、返還が進みやすい環境にあるのではないか。今後、運用だけでなく何らかの制度的な施策を考えていかないと、人的保証と機関保証との差は縮まらないのではないか。

(4) 平成21年度予算案及び平成21年度の回収促進に向けた取組概要について

(配布資料に基づき、事務局から説明)

特に意見等は無し。